

様式第5号（第17条関係）

ケーブルテレビ加入申請書

平成 年 月 日

西栗倉村長 様

加入申請者 住 所
氏 名 印
(法人名)
電 話 ()

※代表者名は、「氏名」欄に記載してください。

「美作市ケーブルテレビ」に加入したいので、申請します。

また、加入にあたっては裏面に記載されている「3 加入条件・費用負担・その他債務等の承諾」「4 口座引き落としの承諾」の条件に承諾します。

記

- 1 設置場所 岡山県英田郡西栗倉村大字
2 施設区分 次のうち、該当する場所に○印を付けてください。

一般家庭 村営住宅 事業所 その他 ()

※裏面の「3 加入条件・費用負担・その他債務等の承諾」をご覧ください。

「4 口座引き落としの承諾」をご覧ください。

(以下は、西栗倉村の使用欄ですから、記入しないでください。)

「西栗倉村光ファイバ通信放送網設置及び管理運営に関する条例施行規則」第 条の規定により、申請があったので審査し、これを承認する。

起案者：総務企画 課				起案 平成 年 月 日	
職・氏名 印				決裁 平成 年 月 日	
保存年限 年				施行 平成 年 月 日	
分類番号 (大) (中) (小) (細)				第 号	
村長	副村長	課長	課長補佐	係	公印承認印

(裏面)

3 加入条件・費用負担・その他債務等の承諾

本加入申請において、次の条件や債務の発生等「西栗倉村光ファイバ通信放送網設置及び管理運営に関する条例」及び「西栗倉村光ファイバ通信放送網設置及び管理運営に関する条例施行規則」及び「美作市ケーブルテレビ放送施設の設置及び管理に関する条例」及び「同施行規則」を遵守することを承諾します。

また、申請内容に含まれる個人情報については、事務に必要な範囲で美作市に提供することを承諾します。

(1) 届出の義務

「休止」、「脱退」等が生じたときは、速やかに届け出ること。

(2) 利用料の納付

月額「600円」の利用料は、3ヶ月分を6月、9月、12月、3月に納入すること。納入方法は口座振替を原則とする。現金支払いの場合、納入通知に示された納付場所に納期限内に納入すること。ただし、口座振替の場合、利用料についての納入通知及び領収通知は行わないので、各自口座等で確認すること。

(3) 放送の停止等

利用料納付に3箇月以上の滞納が生じたときにはサービスが停止される。この場合、自主制作番組も同様にサービス停止になる。

(4) その他の詳細及び例外措置については村及び事業者に照会すること。

4 口座引き落としの承諾

美作市ケーブルテレビの利用料を下記口座より6月末、9月末、12月25日、3月末に自動引き落としにて支払いすることを承諾します。

※金融機関への口座振替依頼書は、別途記入押印の上提出してください。

金融機関名	口座番号											
勝英農協	普通	・	当座									
中国銀行	普通	・	当座									
ゆうちょ銀行												
口座名義												